

各社会福祉施設等管理者 様

北海道保健福祉部長  
(北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室長)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う高齢者施設等  
における対応について (依頼)

本道の新型コロナウイルス感染症対策については、日頃から格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から、感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されることに伴い、行政が患者に対し、入院勧告や外出自粛、就業制限などの行動制限を要請することはなくなり、季節性インフルエンザと同様に個人の判断に委ねられることとなります。

こうした中、国の方針では、高齢者施設や医療機関等は、重症化リスクの高い高齢者等が多く生活(入院)していることを踏まえ、施設等における感染対応が円滑に行えるよう、平時からの取組を強化しつつ、初動対応を相談できる窓口の設置等の行政による支援についても、当面、継続することとされています。

道では、先般、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第143回本部会議において、高齢者施設等の対応を含む、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う道の対応」を決定したところであり、施設等で陽性者が発生した場合の具体的な支援等について、次のとおりとしましたので、お知らせします。

また、現在、本道の感染状況は緩やかな増加傾向に転じているほか、例年、ゴールデンウィークは、人との接触機会が増え、感染が拡大する傾向があることから、各施設等におかれては、従事者等の体調管理や、基本的な感染対策に引き続き御留意いただきますとともに、道としても、道民への基本的な感染予防行動に係る周知はもとより、医療機関や高齢者施設等へ訪問する際のマスク着用など、重症化リスクが高い方が多くいる施設等への配慮について、引き続き、働きかけを行ってまいります。

記

## 1 施設における平時からの取組強化

基本的感染対策に加え、業務継続計画(BCP)作成、感染症の予防及び蔓延防止のための研修・訓練の実施、医療機関の確保など、施設基準上必要な取組等の徹底

## 2 道における対応

国の方針に基づき、施設等における平時からの感染対策に必要な取組等の徹底を前提としつつ、施設内で感染者が発生した場合等に、当面の間、必要に応じた支援を継続

### (1) 初動対応の相談窓口<sup>※1</sup>の設置

※1: 感染対策に関すること⇒保健所、施設運営に関すること⇒振興局社会福祉課

### (2) 施設内で感染者が発生した場合の周囲の者への検査(行政検査として継続)

### (3) 感染制御(ゾーニング等)に係る助言

### (4) 医療調整<sup>※2</sup>

※2: 医療ひっ迫時など、事前に確保した医療機関による対応が困難な場合

### (5) 介護職員、医療従事者等の応援派遣調整

### (6) 施設従事者等の集中的検査

### (7) 「かかり増し経費(緊急時の人材確保経費、施設内消毒など)」補助

### (8) 高齢者施設における施設内療養<sup>※3</sup>の補助

※3: 協力医療機関との連携体制確保など、要件を満たす施設が対象

### 3 施設内で陽性者が発生した場合等の報告について

#### (1) 対象施設

入所、居住系の社会福祉施設等

#### (2) 報告の目安

次のア、イのいずれかに該当する場合

ア 平成17年2月22日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の報告基準（4. ア、イ、ウ）に準じる

イ 上記アのほか、当面の間、施設等において、相談や支援を希望する場合（感染者数の要件なし）

<報告の例>

- ① 介護職員・看護職員の応援を要する場合
- ② 施設内で陽性者が発生した場合の周囲の者の検査についての相談
- ③ 事前に確保している協力医等の対応が困難な場合の医療の相談先
- ④ 感染防護物資の不足に係る相談
- ⑤ ゾーニング等、感染制御に係る支援の希望
- ⑥ その他

#### (3) 報告方法

ア 北海道の電子申請システムを使用し報告

URL：各振興局で設定のURL（別紙、参照）

\*システムが使用できない場合は、その他の通信媒体（FAX等）の活用も可能

イ 緊急を要する場合等、アに関わらず電話等による報告も可能

#### (4) 報告時期

上記(2)に該当した場合随時（原則、1回の報告<sup>※4</sup>）

※4：これまでの報告方法（第一報・続報・終息報）の継続も可能とする

### 4 留意事項

上記「2(2) 施設内で陽性者が発生した場合の周囲の者への検査」は、都道府県が実施する場合に行政検査として取り扱うこととされているため、検査の実施に当たっては、これまで同様、事前に所管する保健所に相談・協議の上、実施されるようお願いします。

### 5 その他

上記「2(6) 施設従事者等の集中的検査」の実施及び集団感染事例の公表に係る取扱いについては、別途、通知します。

### 6 送付書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う道の対応
- (2) 厚生労働省平成17年2月22日付け通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

感染症対策課疫学調査係 (011) 206-0485 (直通)  
地域福祉課法人運営係 (011) 204-5268 (直通)  
障がい者保健福祉課事業指導係 (011) 204-5075 (直通)  
高齢者保健福祉課事業指導係 (011) 204-5935 (直通)